

(8) 一般特例関係

○ 第3表

様式ID

NTA0VKX200010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表）

☞ 公益信託の受託者が2以上ある場合は、
主宰受託者の名称等を記載してください。

申請者（代表者）氏名

受託者の氏名又は名称

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細目（地目・構造・銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）		A				
寄 附 財 産 が 合	発行法人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた公益法人等が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた公益法人等が有することとなった株式数（A+C）	D				
	保有割合（D/B）		%	%	%	%
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・ ・	・ ・		
必 要 経 費	取 得 費	概算取得費に合	取得価額・設備費・改良費	②		
			償却費相当額	③		
			差引（②－③）	④		
			概算取得費による場合（①×5％）	⑤		
		譲渡に要した費用	⑥			
		計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦			
		差引金額（①－⑦）	⑧			
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開 ・ ・	・ ・
	使 用 目 的					

☞ 寄附申込書、寄附財産の
登記事項証明書、財産目録
等と一致していますか。

☞ 寄附財産が株式である場
合に記載してください。

☞ 寄附時の時価を算出し
記載してください。

☞ 取得年月日が明らかな場
合は、その年月日を記載
し、明らかでない場合には
「不明」と記載してく
ださい。
また、取得価額や譲渡に
要した費用が明らかな場合
は、その額を記載してくだ
さい。

☞ 共同提出の代表者以外
の人の氏名及びその財産
に対する持分を記載して
ください。

☞ 使用目的は「配当金を助成金の原資とする」（寄附財産が株式である場合）等のよう
に具体的に記載してください。
また、その使用目的に係る事業が公益信託事務に該当するものか確認してください。

☞ 寄附財産が株式である場合で、公益信託の受託者が2以上あるときは、主宰受託者以外の受託者分については、受託者ごとに第3表を追加した上で、「受託者の氏名又は名称」欄並びに主宰受託者分で記載した株式に対応する番号の「数量（面積等）」欄から「保有割合」欄までを記載してください。

様式ID NTA0VKX200010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表）

申請者（代表者）氏名

受託者の氏名又は名称

3 寄附財産の明細及び使用目的等

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細目（地目・構造・銘柄等）						
所 在 地						
数 量（面積等）		A				
寄 株 式 で 財 産 が 合	発行人の発行済株式総数	B				
	寄附を受けた公益法人等が寄附直前に有していた株式数	C				
	寄附を受けた公益法人等が有することとなった株式数（A+C）	D				
	保有割合（D/B）		%	%		
贈与又は遺贈した財産の価額		①				
贈与又は遺贈した財産の取得年月日			・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
必 要 経 費	取 得 費	概算取得費に合	取得価額・設備費・改良費	②		
			償却費相当額	③		
			差引（②－③）	④		
			概算取得費による場合（①×5％）	⑤		
		譲渡に要した費用	⑥			
		計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦			
差引金額（①－⑦）		⑧				
共 同 代 表 者 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・	開始・予定 ・ ・
	使 用 目 的					

☞ 寄附直前に受託者が固有財産として有していた株式数に寄附直前に公益信託の信託財産とされていた株式数を加えた株式数を記載してください。

この表には、付表として第3表－付1及び第3表－付2があります。
寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）には、第3表－付1の所定の事項を記載してください。
また、寄附財産がやむを得ない事情により譲渡された場合には、第3表－付2の所定の事項を記載してください。

(令8.4)

イ 使用区分

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。

ロ 記載要領

- (イ) 「寄附財産の明細及び使用目的等」は、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

なお、共同提出の代表者の人が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。

- (ロ) 寄附財産が株式である場合には、銘柄ごとの株式数のほかに、「発行法人の発行済株式総数」、「寄附を受けた公益法人等が寄附直前に有していた株式数」、「寄附を受けた公益法人等有することとなった株式数」及び「保有割合」について記載してください。

なお、「寄附を受けた公益法人等が寄附直前に有していた株式数」欄には、寄附財産と同一銘柄の株式について、寄附直前に受託者が固有財産（信託財産として所有する財産以外の財産をいいます。）として所有していた株式数に、寄附直前に公益信託の信託財産とされていた株式数を加えた数を記載してください。

- (ハ) 「使用開始(予定)年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。

- (ニ) 寄附財産が株式である場合で、公益信託の受託者が2以上あるときは、受託者ごとに次のとおり記載してください。

A 「受託者の氏名又は名称」欄に受託者の氏名又は名称を記載してください。

B 主宰受託者分については、上記(イ)～(ハ)のとおり記載してください。

C 主宰受託者以外の受託者分については、受託者ごとにこの表を追加した上で、「受託者の氏名又は名称」欄並びにBの主宰受託者分で記載した株式に対応する番号の「数量（面積等）」欄から「保有割合」欄までのみを記載して主宰受託者分と併せて提出してください。

ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	☐
2	「数量（面積等）」欄	寄附財産が株式である場合、その取得によりその公益信託の受託者（その公益信託の受託者が2以上ある場合には、いずれかの受託者）の有することとなるその株式の発行法人の株式が、その発行済株式の総数の2分の1を超えていませんか。 その取得によりその受託者の有することとなるその株式の発行法人の株式が、その発行済株式の総数の2分の1を超えている場合には、非課税承認は受けられません。	☐
3	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人の氏名及び各人の持分が記載されていますか（共同提出の代表者以外の人が持分を有している財産に限ります。）。)	☐
4	「使用開始（予定）年月日」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に使用を開始していますか。又は、使用を開始する予定ですか。	☐
5	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は公益信託事務に該当するものですか。	☐
6	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

二 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての 場合	寄附申込書の写し	☐
2		信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者のその寄附の受入れの決定（その受入れの決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類（例えば、寄附者に対する寄附財産の受入れ通知書などの信託財産の受入れの決定をした日が分かる書類）の写し	☐
3		寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	☐
4	取得価額が明らかである 場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	☐
5	寄附財産が土地である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等 〔 土地の上に建物がある場合は、その建物の登記事項証明書、 建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等 〕	☐
6	寄附財産が建物である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に所有権移転登記を行った後のその建物の登記事項証明書、利用状況が分かる平面図及び写真等	☐
7	寄附財産が株式である 場合	寄附を受けた公益信託の受託者に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式名簿の写し等）	☐
8		寄附後5年間の配当金の利用計画書、過去5年間の配当状況を記載した書類及び発行法人の直近の事業報告書・決算書等	☐
9	寄附財産が美術品である 場合	寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真及び寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書	☐

○ 第3表一付1

☞ 第3表一付2については、30 ページ及び 31 ページを参照してください。

様式ID

NTA0VKX210010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第3表一付1）

申請者（代表者）氏名

3-付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合						第3表の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合		(令和 年 月 日現在)			
① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合											
建築着工の有無		入札年月日		建築確認申請年月日		請負契約年月日		工事着工年月日		請負契約金額	
有 ・ 無		・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		千円	
建築請負業者に関する事項		所在地		(電話番号 - -)							
		名称									
建築資金の調達方法等	調達（予定）年月日		調達（予定）方法		金額（予定）		調達（予定）先 (調達方法が「自己資金」を除く。)		寄附者と調達先との関係		
	・ ・		借入・寄附・自己資金		千円						
	・ ・		借入・寄附・自己資金								
	・ ・		借入・寄附・自己資金								
	・ ・		借入・寄附・自己資金								
	・ ・		借入・寄附・自己資金								
(注) 建築中の建物については第7表にも、また「借入」による調達については第9表にもそれぞれ記載します。											
② ①以外の場合											
[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]											
[使用開始されていない理由や使用開始できないやむを得ない事情を具体的に記載してください。]											
(2) やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合 (令和 年 月 日現在)											
[やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]											
☞ 寄附の日から2年以内に使用開始できない場合には、使用開始予定年月日を必ず記載してください。											
☞ 使用開始されていない理由や使用開始できないやむを得ない事情を具体的に記載してください。 なお、この欄に記載しきれないときは、別紙に記載してこの表に添付してください。											
使用開始予定年月日				令和 年 月 日							

(令8.4)

イ 記載要領

この表には、承認申請書を提出する日の直前の状況を記載してください。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	☐
2	「(2) やむを得ない事情により寄附財産を寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益信託事務の用に使用開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	☐
3	全項目	記載漏れはありませんか。	☐

ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	寄附財産である土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	☐
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（融資や補助金の決定通知書の写し等）（注1）	☐
3		建築工事のスケジュール表	☐
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図等	☐
5		建築業者の選定経緯が分かる書類（信託行為において入札について権限を有する者のその入札の決定（その入札の決定につき公益信託の合議制の機関、信託管理人その他の者の同意が必要な場合は、その同意を含みます。）に係る議事録その他これに相当する書類の写し等）（注1）	☐
6		建築した建物の登記事項証明書（注2）	☐
7		建築した建物の写真（注2）	☐
8	寄附財産をやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	☐

（注）1 寄附をした人と寄附を受けた公益信託の受託者若しくは信託管理人（その受託者又は信託管理人が法人である場合には、その理事等を含みます。）又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については7ページを参照してください。）との間において、建築請負契約等がある場合に提出してください。

2 建築完了後に提出してください。

○ 第4表

様式ID

NTA0VKX230010010



租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第4表）

申請者（代表者）氏名

4 公益法人等が寄附を受けた財産の状況

〔 第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記入した財産
以外の財産について記入します。 〕

番号	寄 附 年月日	寄 附 財 産				寄 附 者		使 用 目 的
		種類	細目（銘柄等）	数量	価 額 千円	住 所	氏 名	
1	・ ・							
2	・ ・							
3	・ ・							
4	・ ・							
5	・ ・							
6	・ ・							
7	・ ・							
8	・ ・							
9	・ ・							
10	・ ・							
11	・ ・							
12	・ ・							
13	・ ・							
14	・ ・							
15	・ ・							
16	・ ・							
17	・ ・							
18	・ ・							
19	・ ・							
20	・ ・							
21	・ ・							
22	・ ・							
23	・ ・							

(令8.4)

イ 記載要領

この表は、公益信託の受託者が寄附を受けた財産のうち承認申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」に記載した財産以外のもの（譲渡所得の基因とならない現金・預貯金等、譲渡所得が生じない財産を含みます。）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては、承認申請書第1表の寄附年月日に近い日の寄附から順に記載してください。また、寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

（注）1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記による記載を省略して、信託事務年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

- (1) 寄附をした人及びその親族からの寄附
 - (2) 土地、建物、株式、美術品又は立木など、譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産の寄附
 - (3) 過去に非課税承認を受けた寄附
- 2 信託事務年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、その内容を確認するために、記載内容を省略していない承認申請書第4表の提出をお願いする場合があります。
- 3 既存の書類等でこの表に記載すべき内容（（注）1及び2による方法で提出する場合を含みます。）が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

ロ 申請時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	承認申請書第3表に記載した財産以外の財産（過去に寄附を受けた財産・非課税承認を受けた財産を含みます。）について、全て記載されていますか。また、記載すべき欄について記載漏れはありませんか。	☐